

**令和4年度 道市連携海外展開推進事業
(道内企業のアジア展開支援事業) 委託業務
企画提案指示書**

1 目的

SDGsの趣旨を踏まえ、「ゼロカーボン北海道」や「デジタル先進地・北海道」の実現に向け、ASEAN、中国等の市場をターゲットに、道内企業が有する技術・ノウハウの海外展開を支援することで、販路拡大やイノベーションを促し、道内経済の再興を図る。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

契約締結の日から令和5年(2023年)3月17日(金)まで

4 対象国

ASEAN諸国及び中国等

※上記1に記載している取組において、上記以外の対象国に加えて有力な対象国・地域がある場合は提案することを妨げない。

5 委託業務の内容

(1) 道内企業の募集・選定

本事業の選定(支援)を行う企業は5社から10社とする。

選定については、参加希望のあった企業に選考調書を提出させ、予め定めた基準を満たした企業を選定する。具体的な選考の基準については委託者と協議し、決定すること。

また、募集にあたっては脱炭素化やデジタル化に資する分野に係る技術やノウハウ、工業製品等を有し、海外企業への供与や海外企業の先進的な取組を取り込んでいきたいと考えている道内企業を広く募り、企業訪問等によるヒアリング等を行い本事業への参加を促すこと。

(2) 道内企業のPR動画の作成・個別企業支援の活用

上記(1)で選定した道内企業のPR動画を作成すること。PR動画の作成に係る言語は英語を基本とし、必要があれば対象国における言語(例:中国の場合は中国語・簡体字)も作成すること。なお、掲載する道内企業の情報については、過去に委託者が作成したシーズ集及び電子データを参考に作成すること。

また、日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という。)の「新輸出大国コンソーシアム(ハンズオン支援 ※専門家による海外展開伴走支援(審査有))」、または札幌市の「札幌市海外展開支援専門家によるコンサルティング業務」の利用など事業立案から計画実行までの伴走型支援の紹介を検討すること。

(3) 対象国・地域の企業の募集

受託者が有するネットワークのほか、北海道及び札幌市が有するネットワークを活用し、参加道内企業のニーズを踏まえ、対象国・地域の企業の掘り起こしを行い、商談に参加する現地企業を合計10社程度募集すること。また、必要に応じて現地政府機関との調整を行うこと。

ア ASEAN諸国については、参加道内企業のニーズを踏まえ、複数の国・地域を選定し実施すること。また、ジェトロの「JAPAN STREET」など、貿易支援機関等によるプラットフォームの活用

も検討し、広く企業の掘り起こしを行うこと。

イ 中国については、過年度の本事業実績の継続性も考慮した上で、参加企業を募ること。

(なお、過年度の本事業実績の内容について知りたい場合は、委託者に相談すること)

ウ 上記以外に提案する国・地域について、北海道と札幌市が有するネットワークが有る場合は、活用を検討し参加企業を募ること。

(4) 道内企業によるプレゼンテーションのオンライン配信

国際ビジネス商談に向け、道内企業が自社の技術・ノウハウを対象国・地域の企業に対し紹介するプレゼンテーションのオンライン配信を実施し、対象国・地域の企業が視聴するよう広く周知を図ること。また、商談に向けた効果的なプレゼンテーションとなるよう、道内企業のサポートを行うこと。

(5) 国際ビジネス商談の開催

道内企業の海外展開を促進するため、以下の事項に基づき、道内企業と対象国・地域の企業との商談をオンラインで実施すること。

ア 開催方法

- ・商談は、効率性を重視した手法を提案すること。
- ・オンライン開催にあたっては、必要な通信機器等の準備を行うこと。具体的な商談方法については、委託者と協議の上、最終決定すること。

イ 開催時期

- ・開催時期は、令和4年9月頃から委託期間終了までとし、参加企業のニーズに応じて柔軟に対応すること。

ウ 参加企業

上記(1)と(3)で募集・選定した企業を参集すること。

エ 事前調整

- ・商談に参加する道内企業及び対象国・地域の企業の概要、道内技術等の情報について、上記(2)で作成したPR動画を活用し、事前に参加企業双方にメール等により情報提供すること。
- ・道内企業及び対象国・地域の企業双方の商談希望先を確認し、道内企業が希望する対象国・地域の企業と商談できるよう、事前マッチング表(商談相手、商談時刻の決定)の作成などの準備を行うこと。

オ 商談準備

- ・商談を円滑に進め、成約を高めるため、必要に応じて、商談用商品(サンプル品)を事前に輸出し、対象国・地域の企業に実物を見てもらいながら商談するなど商談成約を高める工夫を行うこと。
- ・関連資料の翻訳や海外企業からの購入希望条件(価格、数量、決済条件、品質、梱包など)の提示、その他質疑に対し、道内企業が円滑に対応できるよう道内企業のサポートを行うこと(模擬商談の実施など)。

カ 当日の対応

- ・商談に必要な人数の通訳(商談通訳レベル)を配置すること。
- ・商談内容に応じた適切な人数のスタッフを配置し、進行や時間管理等、商談会の運営を行うこと。

(6) 商談後のフォローアップ

ア 商談終了後、道内企業及び対象国・地域の企業に対し、商談件数のほか、成約見込み件数・金額、感想等についてアンケートを実施し、商談結果の取りまとめを行い、商談が進みそ

うな企業を2社程度選定すること。

イ 商談会終了後から委託期間の終了までの間、引き合いや商談経過等を勘案した上で、道内企業2社及び対象国・地域の企業への確認を随時行い、商談が進みそうな道内技術等のフォローアップを図ること。

また、5(2)のジェットロ支援事業をはじめ、道内企業が他の支援制度・事業を活用して海外展開に取り組めるよう、北海道ビジネスサポートデスク(ジェットロ北海道内設置)等、支援機関との連携を検討すること。

ウ 商談後のフォローアップの手法としては、電話やメールといった通常の連絡手段に加え、オンラインの活用(例:生産現場のライブ配信や商品の使用方法の具体的な説明等)、や現地渡航・招へいによるオフライン商談の実施も検討するなどして、継続的かつ積極的に道内企業をハンズオン支援すること。

なお、オフライン商談を実施する場合、適切な人数のスタッフが同行し、商談の調整から移動手段の手配(渡航及び宿泊の手配は参加企業、自己負担)、アテンド、商談時の通訳、関連資料の翻訳まで一貫した支援を参加企業へ行うこと。

エ フォローアップの状況については、委託者に対し2週に1度程度の報告を行うこと。

オ 商談後のフォローアップは、事前に委託者と協議した上で実施すること。

(7) 報告書の作成

上記の実施結果について、次の成果物を委託者に提出すること。

- ・英語及び必要に応じて作成した言語によるPR動画の電子データ
- ・実績報告書(日本語製本2部及び当該電子データ)

※委託者のホームページ等への掲載により、今後の海外展開を目指す道内企業等に情報提供するため、公開可能な報告書の概要版(個人情報や参加した道内企業名等を除いたもの)を別途作成すること。(日本語製本(小冊子)10部及び当該電子データ)

6 プロポーザル参加資格

(1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)または単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下、「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道または札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道または札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 市区町村税

(ウ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(エ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 事業者の適格性

ア 業務を実施するに当たり、事業目的の遂行に有益となる経験を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な執行体制であるか。

イ 事業実施に必要な費用・項目を適切に見込んだ積算であるか。

ウ 業務を実施するに当たり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。

(2) 企画提案の適合性

ア 海外展開に意欲のある道内企業を掘り起こし、本事業への幅広い道内企業の参加を促すため、効果的な手法が取られているか。

イ PR動画は道内技術等を適切かつ効果的に対象国・地域の企業に伝える内容となっているか。

ウ 対象国・地域の企業の募集は、参加道内企業のニーズを適切に把握し、受託者や公的機関、貿易支援機関等のネットワークを活用するものとなっているか。

エ 道内企業によるプレゼンテーションのオンライン配信は、道内技術等を適切かつ効果的に対象国・地域の企業に伝えることができる体制となっているか。

オ 商談は、道内企業の海外展開を支援し、輸出拡大や参入促進に向けて効果的な商談ができる内容となっているか。また、オンラインの特性を生かし、商談を効率的に且つ確実に実施できる体制となっているか。また、道内企業及び対象国・地域の企業の利便性を考慮した内容となっているか。

カ 商談フォローアップは、成約に向けた効果的な内容となっているか。

8 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

9 予算上限額（消費税を含む）

9,824 千円

10 応募手続

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（別添様式 1）

(イ) 参加表明書関係資料

(ウ) 納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可）

・道税（道が賦課徴収するものに限る。）

- ・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）
- ・消費税及び地方消費税
- (エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）
- (オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）
- (カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類
（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第 20 号様式））
 - ・健康保険法第 48 条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法第 27 条の規定による届出
 - ・雇用保険法第 7 条の規定による届出
- (キ) 登記事項証明書（登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可）
- (ク) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書。直前 2 期分）
- イ 提出部数
1 部
- ウ 提出期限
令和 4 年(2022 年) 7 月 5 日（火）午後 5 時 0 0 分（必着）
- エ 提出場所
〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道・札幌市海外拠点連携協議会事務局
（北海道経済部経済企画局国際経済課）
電 話 011-204-5342
担 当 亀井、水戸
- オ 提出方法
持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）
- (2) 企画提案書の提出
 - ア 提出書類
 - (ア) 企画提案書（別添様式 2）
 - (イ) 業務実施に要する経費見積価格（税込み価格）及びその内訳書（自由様式）
 - イ 提出部数
7 部（2 部は提案者名を記載したもの。残り 5 部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）
 - ウ 提出期限
令和 4 年(2022 年) 7 月 8 日（金）正午 1 2 時 0 0 分（必着）
 - エ 提出場所
（1）エに同じ
 - オ 提出方法
持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

1.1 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加

の意思がないものとみなす。事前に不参加を決定した場合は、7月7日（木）午後5時00分迄に上記10（1）エの担当窓口へ連絡すること。

- (4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
10（1）エに同じ
- (8) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が4者を超えるときには、「7 審査」の基準により書類選考を行う場合がある。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。